

基安労発 0428 第 2 号

令和 8 年 4 月 28 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長宛て

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

女性の健康課題に係るマニュアルの周知等の協力依頼について

今般、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の中間とりまとめ（令和 6 年 11 月 1 日公表）及び今後の労働安全衛生対策について（建議）（令和 7 年 1 月 17 日労審発第 1650 号）に基づき、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知。令和 8 年 4 月 28 日付けで一部改正）及び厚生労働省ホームページ※に掲載されている女性の健康課題に係る健診機関・事業者向けのマニュアル等について別添のとおり事業者団体及び健診機関団体向け周知の協力を依頼したところである。

貴職におかれても管轄下の関係団体等あて周知を図り、当該施策の推進に遺漏なきを期されたい。

※「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を公表します。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html

